



## 一、最新中国法令

### ● 关于将铁路运输和邮政业纳入营业税改征增值税试点的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局  
【发布文号】财税〔2013〕106号  
【发布日期】2013-12-12  
【内容提要】根据该通知，自2014年01月01日起，在全国范围内开展铁路运输和邮政业营业税改征增值税试点，《[财政部、国家税务总局关于在全国开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点税收政策的通知](#)》(财税〔2013〕37号)同时废止。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131213\\_1024476.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131213_1024476.html)

### ● 政府核准的投资项目目录（2013年版）

【发布单位】国务院  
【发布文号】国发〔2013〕47号  
【发布日期】2013-12-02  
【实施日期】2013-12-02  
【内容提要】与《政府核准的投资项目目录（2004年版）》相比，本次主要修订包括：

- 共取消、下放和转移 49 项核准权限，其中，取消核准改为备案 19 项、下放地方政府核准 20 项、转由国务院行业管理部门核准 10 项。
- 在外商投资和境外投资领域，由一律实行核准制改为区别不同情况实行核准制或者备案制：
  - 对外商投资项目，按照准入前国民待遇和负面清单的管理模式，保留了对限制类项目、有中方控股（含相对控股）要求的鼓励类项目的核准，其他项目按照对内资项目的统一规定分别实行核准制或者备案制。
  - 对境外投资项目，除涉及敏感国家和地区、敏感行业的项目和中方投资 10 亿美元及以上的项目外，对其他项目实行备案管理。

## 一、最新中国法令

### ● 鉄道運輸および郵政業を営業税から増値税への一本化試行へ組み入れることについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局  
【発布番号】財稅〔2013〕106号  
【発布日】2013-12-12  
【概要】本通知によると、2014年1月1日から全国範囲で鉄道運輸および郵政業の営業税から増値税への一本化試行が実施され、同時に「[全国における交通運輸業および一部現代サービス業の営業税から増値税への一本化試行稅收政策の実施に関する財政部、国家稅務總局の通知](#)」(財稅〔2013〕37号)は廃止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131213\\_1024476.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201312/t20131213_1024476.html)

### ● 政府認可の投資プロジェクト目録(2013年版)

【発布機関】國務院  
【発布番号】国發〔2013〕47号  
【発布日】2013-12-02  
【実施日】2013-12-02  
【概要】「政府認可の投資プロジェクト目録(2004年版)」と比べ、今次の改正には主に以下の内容が含まれる。

- 計 49 項目の認可権限の取消し、下級部門への委譲および移行を行い、その内訳は、認可を取り消し届出に改めた 19 項目、地方政府認可に委譲した 20 項目、國務院業界管理部門の認可に移行した 10 項目である。
- 外商投資および国外投資分野においては、認可制の一律実施から個別状況に応じた認可制または届出制の実施に改められた。
  - 外商投資プロジェクトについては、参入前内国民待遇とネガティブリストの管理方式に照らして、制限類プロジェクト、中国側マジョリティ(中国側が相対的にマジョリティを含む)の要求がある奨励類プロジェクトの認可を保留し、その他のプロジェクトは国内資本プロジェクトに対する統一規定に基づき認可制または届出制を個別に実施する。
  - 国外投資プロジェクトについては、敏感な国および地域、敏感な業界にかかわるプロジェクトおよび中国側の投資が 10 億米ドルおよびそれ以上となるプロジェクトを除き、その他のプロジェクトに対し届出管理を実施する。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content\\_2547379.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content_2547379.htm)

● [关于暂停个体工商户验照工作的通知](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局  
【发布文号】工商个字〔2013〕191号  
【发布日期】2013-12-10  
【内容提要】根据该通知，自2014年01月01日起，个体工商户验照将改为年报制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/gtsyjjs/201312/t20131212\\_140414.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/gtsyjjs/201312/t20131212_140414.html)

● [关于2014年部分节假日安排的通知](#)

【发布单位】国务院  
【发布文号】国办发明电〔2013〕28号  
【发布日期】2013-12-11  
【内容提要】该通知对2014年元旦、春节、清明节、劳动节、端午节、中秋节和国庆节放假调休日期进行了具体安排。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/11/content\\_2546204.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/11/content_2546204.htm)

● [关于推进简政放权深化行政审批制度改革的意见（江苏）](#)

【发布单位】江苏省人民政府  
【发布文号】苏政发〔2013〕150号  
【发布日期】2013-12-01  
【内容提要】根据该意见，推进简政放权深化行政审批制度改革的主要措施如下：

大力精简行政审批事项
<ul style="list-style-type: none"><li>进一步清理行政审批事项，重点清理涉及实体经济、民间投资和影响小微企业发展等方面的行政审批事项及各类不合理行政事业性收费。</li><li>推进投资体制改革，企业投资项目除关系国家安全、生态安全、重大生产力布局、战略性资源开发和重大公共利益等项目外，按照“谁投资、谁决策、谁收益、谁承担风险”的原则，一律由企业依法依规自主决策，政府不再审批。</li><li>推进工商登记制度改革。推进工商注册制度便利化，精简工商登记前置审批项目，削减资质认定项目，由“先证后照”改为“先照后证”，把注册资本实缴登记制逐步改为认缴登记制。放宽市场主体住所（经营场所）</li></ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content\\_2547379.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/13/content_2547379.htm)

● [個人事業主の登記事項および前年度経営状況検査作業の一時停止に関する通知](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局  
【発布番号】工商個字〔2013〕191号  
【発布日】2013-12-10  
【概要】本通知によると、2014年1月1日から、個人事業主の登記事項および前年度経営状況検査は年度報告制度へ改められる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/gtsyjjs/201312/t20131212\\_140414.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/gtsyjjs/201312/t20131212_140414.html)

● [2014年の一部の祝祭日手配に関する通知](#)

【発布機関】国务院  
【発布番号】国办发明电〔2013〕28号  
【発布日】2013-12-11  
【概要】本通知は、2014年元旦、春節、清明節、労働節、端午節、中秋節および国慶節の休暇振替日について、具体的な手配を行った。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/11/content\\_2546204.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2013-12/11/content_2546204.htm)

● [行政のスリム化と権限委譲を進め、行政審査許可制度の改革を深化することに関する意見（江苏）](#)

【発布機関】江蘇省人民政府  
【発布番号】蘇政発〔2013〕150号  
【発布日】2013-12-01  
【概要】本意見によると、行政のスリム化と権限委譲を進め、行政審査許可制度の改革を深化するための主な措置は以下の通りである。

行政審査許可事項の簡素化に注力する
<ul style="list-style-type: none"><li>行政審査許可事項を更に整理し、实体经济、民間投資関連および小規模・零細企業の発展などに影響する行政審査許可事項および各種の不合理な行政事業性費用を重点的に整理する。</li><li>投資体制改革を推進し、企業の投資プロジェクトは、国家安全、生態安全、重大生産力配置、戦略的資源開発および重大公共利益などにかかわるプロジェクトを除き、「投資者が、自ら決定し、自ら収益を得、自らリスクを負担する」という原則に基づき、全て企業が法、規則に従って自主決定し、政府は以後審査許可を行わない。</li><li>工商登記制度改革を推進する。工商登録制度の利便化の推進、工商登記前置審査許可項目の簡素化、資格認定項目の削減、「行政許可証取得後の営業許可証取得」から「営業許可証取得後の行政許可証取得」への変更、登</li></ul>

<p>登记条件。将企业年检制度改为年度报告制度。推行电子营业执照和全程电子化登记管理，与纸质营业执照具有同等法律效力。</p>
<p><b>继续向社会和基层转移职能、下放权力</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>除涉及重大公共安全、公共利益、经济宏观调控的事项外，取消对公民、法人和其他社会组织相关从业、执业资格、资质类审批，逐步交由行业组织自律管理。</li> <li>选择3个国家级开发区、3个省级开发区开展行政审批制度改革试点，试行“园内事园内办结”，加快促进园区行政管理和服务创新，为全省加快转变政府职能、提升园区行政效能和发展活力提供经验。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201312/t20131212\\_411545.html](http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201312/t20131212_411545.html)

● [关于上海市启用新版税收票证有关事项的公告（上海）](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局  
 【发布文号】上海市国家税务局、上海市地方税务局 2013 年第 5 号  
 【发布日期】2013-12-10  
 【内容提要】根据该公告，自 2014 年 01 月 01 日起，上海市启用的新版税收票证票面无滞纳金加收栏目，因逾期缴纳税款产生的滞纳金不再由银行直接加收，纳税人须至原税务机关开票点作废原税收票证，开具加收滞纳金后的税收票证，再至银行缴纳税款和滞纳金。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/swzsgl/201312/t20131210\\_405486.html](http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/swzsgl/201312/t20131210_405486.html)

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
  - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

<p>録資本金払込登記制から登録資本金引受登記制への段階的な変更を行う。市場主体住所（経営場所）登記条件を緩和する。企業年度検査制度を年度報告制度に変更する。電子営業許可証と全面的な電子化登記管理を推進し、ペーパーベースの営業許可証と同等の法的効力を持たせる。</p>
<p><b>継続して社会および下部組織へ職能を移管し、権力を委譲する</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な公共安全、公共利益、経済のマクロコントロールにかかわる事項を除き、公民、法人およびその他の社会組織についての就労、従事者資格、資格分類に対する審査許可を取り消し、業界組織による自律管理へ段階的に移行する。</li> <li>三つの国家級開発区、三つの省級開発区を選定し行政審査許可制度改革を試行する。「園区内事項の園区内解決」を試行し、園区行政管理与サービスの革新促進を加速し、全省の政府職能転換の加速、園区行政効率と発展活力の引き上げのために経験を提供する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201312/t20131212\\_411545.html](http://www.js.gov.cn/jsgov/tj/bqt/201312/t20131212_411545.html)

● [上海市で使用を開始する新版税收証票の関連事項に関する公告（上海）](#)

【発布機関】上海市国家税務局、上海市地方税務局  
 【発布番号】上海市国家税務局、上海市地方税務局 2013 年第 5 号  
 【発布日】2013-12-10  
 【概要】本公告によれば、2014 年 1 月 1 日から、上海市で使用を開始する新版税收証票には滞納金割増徴収欄がなくなり、以後、税金の遅延納付に伴う滞納金を銀行が直接割増徴収することがなくなるため、納税者は元の税務機関証票発行窓口にて元の税收証票の無効手続きを行い、滞納金割増後の税收証票の発行を受け、改めて銀行にて税金および滞納金の納付を行わなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/swzsgl/201312/t20131210\\_405486.html](http://www.csj.sh.gov.cn/pub/xxgk/zcfg/swzsgl/201312/t20131210_405486.html)

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
  - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 《社会保险术语第2部分：养老保险》等四个国家标准公开征求意见

日前，全国社会保险标准化技术委员会组织起草了《社会保险业务档案管理规范》、《社会保险术语第2部分：养老保险》、《社会保险术语第5部分：工伤保险》、《城乡居民社会养老保险服务规范》四个国家标准的征求意见稿，现向社会公开征求意见（截止日期：2013年12月25日）。

（摘自人力资源和社会保障部网站；2013年11月25日发布）

● 自2014年01月01日起，中国将对进出口关税进行部分调整

日前，经国务院关税税则委员会审议，国务院批准，自2014年01月01日起，中国将对进出口关税进行部分调整。相关措施如下：

- 继续对小麦等7种农产品和尿素等3种化肥的进口实施关税配额管理，并对尿素等3种化肥实施1%的暂定配额税率。
- 将对760多种进口商品实施低于最惠国税率的年度进口暂定税率，平均优惠幅度达60%。
- 继续以暂定税率的形式对煤炭、原油、化肥、铁合金等产品征收出口关税，其中，适当降低了化肥出口关税税率。
- 在内地与香港、澳门更紧密经贸关系安排框架下，对原产于香港、澳门地区且已制定优惠原产地标准的产品实施零关税。
- 根据海峡两岸经济合作框架协议，对原产于台湾地区的部分产品实施零关税。
- 对进出口税则中部分税目进行调整，增列数控曲轴磨床、三维打印机、焊接机器人、水晶、碧玺等税目。调整后，2014年进出口税目总数由2013年的8238个增至8277个。

（摘自财政部网站；2013年12月11日发布）

● 中国《商标法》大幅修改，诸多要点，诸多亮点！（连载之二/共两篇）

在第368期《里兆法律资讯》中，我们对《新商标法》（即，《关于修改〈中华人民共和国商标法〉的决定》）的修改要点进行了简要梳理、归纳。接下来我们将继续对《新商标法》的修改亮点进行分析。

## 二、修改亮点

● 「社会保険用語第2部分：養老保険」など四つの国家基準がパブリックコメントを募集する

先頃、全国社会保険標準化技術委員会は「社会保険業務保存資料管理規範」、「社会保険用語第2部分：養老保険」、「社会保険用語第5部分：労災保険」、「都市農村部住民社会養老保険サービス規範」の四つの国家基準の意見募集案を起草し、現在、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2013年12月25日である）。

（2013年11月25日付の人的資源社会保障部ウェブサイトより抜粋）

● 2014年1月1日から、中国は輸出入関税を一部調整する

先頃、国务院関税税則委員会の審議を経て、国务院の許可を受け、2014年1月1日から、中国は輸出入関税を一部調整する。関連措置は以下の通りである。

- 小麦などの7種の農産物と尿素など3種の化学肥料の輸入に対する関税割当管理の実施を継続し、尿素など3種の化学肥料に対し1%の暫定割当税率を実施する。
- 760種余りの輸入商品に対し最惠国税率を下回る年度輸入暫定税率を実施し、優遇幅の平均は60%となる。
- 継続的に暫定税率の形式で石炭、原油、化学肥料、鉄合金などの製品について輸出関税を徴収し、その中、化学肥料の輸出関税税率を適度に引き下げる。
- 中国本土と香港、マカオとの経済貿易緊密化協定において、香港、マカオ地区を原産地とする特惠原産地基準を制定済みの製品に対し、ゼロ関税を実施する。
- 海峡两岸経済協力枠組協定に基づき、台湾地区を原産地とする一部製品に対し、ゼロ関税を実施する。
- 輸出入税則における一部税目に対し調整を加え、数値制御クランクシャフト研削盤、三次元プリンタ、溶接ロボット、水晶、トルマリンなどの税目を追加した。調整後、2014年輸出入税目総数は、2013年の8,238個から8,277個に増加した。

（2013年12月11日付の財政部ウェブサイトより抜粋）

● 中国「商標法」の大幅改正における多くの要点と注目点（連載その二/全二回）

第368期「里兆法律情報」において、私共は「新商標法」（即ち、「『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」）の改正要点について、簡潔な整理、まとめを行った。引き続き、私共は「新商標法」の改正の注目点について、以下の通り分析を行う。

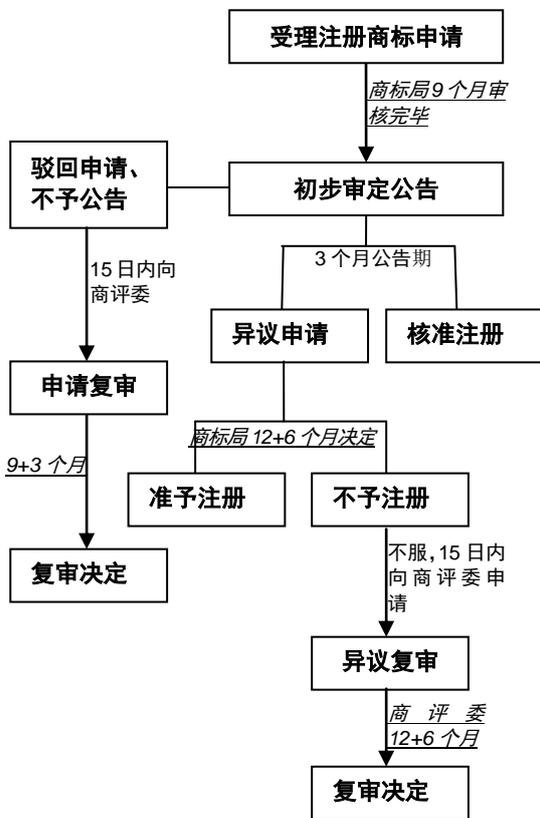
## 二、改正の注目点

## 1. 完善商标注册程序

《新商标法》简化了商标注册申请程序，恢复“审查意见书”制度<sup>1</sup>，对商标局和商评委设定了商标确权、授权的法定时限（具体请参照下图），这将促使商标注册机关进一步提高办事效率，增加相关当事人对商标案件处理时间的可预期性，缩短商标申请人取得注册商标专用权的时间。

目前，一件商标从提交申请到初步审定公告，大概需要 18 个月甚至更长的时间。《新商标法》首次将 9 个月作为审查商标注册的法定时间，大大缩短了审查周期。

### 商标确权、授权流程图：



#### 备注：

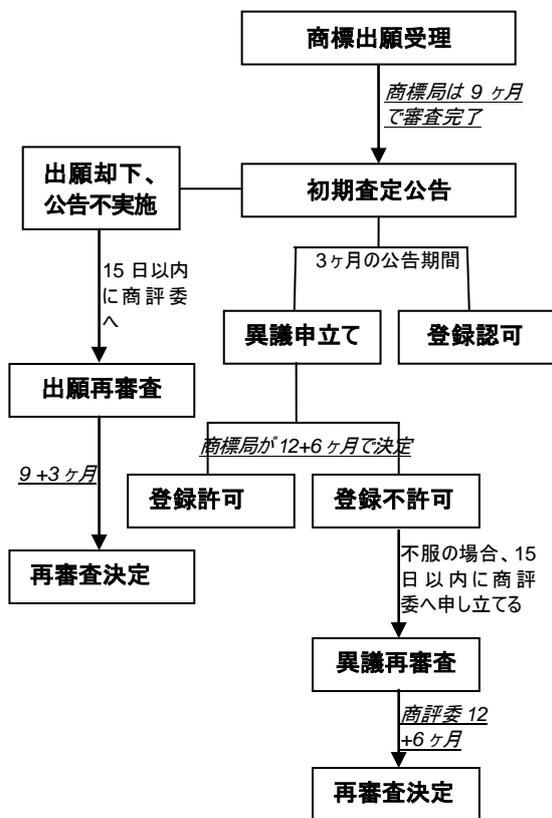
- 对于已经注册的商标，相关当事人可以根据《新商标法》第 44、45、49、54 条等相关规定，通过启动注册商标无效宣告程序、撤销程序及其复审程序，维护自身合法权益。对于以上救济程序，《新商标法》也明确规定了商标局和商评委的审查/复审期限。
- 上述“9+3 个月”，是指通常情况下应在 9 个月

## 1. 商標登録手順の整備

「新商標法」は商標出願手順を簡素化し、「審査意見書」制度を復活させ<sup>1</sup>、商標局および商评委に対して商標権確認、権利授与に関する法定期限を設定したが（具体的には以下の図を参照のこと）、これは商標登録機関の手續効率を一層向上させ、関連当事者の商標案件の処理時間に関する予測可能性を高め、商標出願者の登録商標専用権取得の時間を短縮させることになる。

現在、一商標の出願から商標公報の発行に相当する「初期査定公告」掲載までは、およそ 18 ヶ月もしくはそれ以上の時間を必要とする。「新商標法」では初めて 9 ヶ月を商標登録審査の法定時間とし、審査周期を大幅に短縮した。

### 商標権の確認、取得の流れ：



#### 備考：

- 登録済みの商標について、関連当事者は「新商標法」第 44、45、49、54 条などの関連規定に基づき、登録商標無効宣告手順、抹消手順およびその再審査手順を通じて、自身の合法權益を守ることができる。上記救済手順についても、「新商標法」は商標局および商评委の審査、再審査期限を明確に定めている。
- 上記「9+3 ヶ月」とは、通常状況下においては 9 ヶ月

<sup>1</sup> “审查意见书”是指在审查过程中，商标局认为商标注册申请内容需要说明或者修正的，可以要求申请人做出说明或者修正。  
<sup>1</sup> 「審査意見書」とは、審査過程において、商標局が商標の出願内容に説明または修正が必要と判断した場合、出願者に対し説明または修正を求めることができることを指す。

内完成审查/复审程序，特殊情况下，经过法定审批后可延长3个月。“12+6个月”等，含义与此相同。

## 2. 完善商标注册异议制度

值得特别关注的是，针对实践中问题，从简化程序、提高效率的目的出发，商标局异议程序在本次修改中发生了实质性变化。

### 1) 根据异议理由对异议人进行分类

针对注册商标提出异议的，将异议主体与异议理由结合后进行区分：一方面，在先权利人和利害关系人提出异议的理由仅限于“相对理由”<sup>2</sup>；另一方面，任何人提出异议的理由限于“绝对理由”<sup>3</sup>。上述新规定取代了《商标法（2001年修正）》所规定的“任何人都能以任何理由对已公告的商标申请提出异议”这一规定。这一变化可能减少注册商标异议案件的数量，并缓解恶意异议给正常商标注册申请带来的问题。

### 2) 根据异议决定结果的不同规定了复审和无效宣告两种不同的救济途径

《新商标法》删除了商标局对商标异议进行审查作出裁定的环节，商标局对异议进行审查后可直接作出准予或者不予注册的决定。对商标局认为异议不成立、准予注册的，异议人可以请求宣告该注册商标无效；对商标局认为异议成立、不予注册的，被异议人可以申请复审。

上述修改：

- 精简了商标确权程序，商标注册程序将不会被拖延到后续的复审和诉讼程序完成之后，有利于被异议商标及时确权，对注册商标申请人有利。
- 但对异议人而言，其影响尚不能预料。因为一旦异议失败、申请人取得商标注册之后，申请人就可以基于该注册行使其商标权，这对于在恶意注册因故未能通过异议程序加以遏制的情况下，真正的商标所有人即便立即提起无效申请，也面临被恶意注册人指控侵权的风险。该问题如何解决，有待日后进一步的立法或法院的司法

以內に審査、再審査手順を完了しなければならず、特段の状況下においては法定の審査許可を受けた上で3ヶ月の延長ができることを指す。「12+6ヶ月」などの意味も同様である。

## 2. 商標登録異議制度の整備

特に着目すべき点として、実務おける問題に対し、手続の簡素化、効率化の目的から、今次改正において商標局の異議手順に実質的な変更が生じた。

### 1) 異議の理由に基づき異議申立人を分ける

登録商標に対し異議を提起する場合、異議を申し立てる主体を異議理由に照らして区分する。まず、先行権利者および利害関係者から提起される異議の理由は「相対的拒絶理由」<sup>2</sup>のみに限られる。一方で、如何なる者からも提起される異議の理由は「絶対的拒絶理由」<sup>3</sup>に限られる。上記新規定は「商標法（2001年改正）」で定めた「いずれの者も如何なる理由でも公告済みの商標に対し異議を申し立てることができる」との規定に取って代わるものである。本変更は登録商標異議申立案件数を減少させ、悪意の異議申立てが正常な商標出願に与える影響を緩和させるものと思われる。

### 2) 異議決定結果の違いに基づき再審査および無効宣告の二つの異なる救济方法を規定した

「新商標法」では商標局が商標異議申立てに対し審査の上で裁定を下す過程が削除され、商標局は異議に対し審査を行った上で登録の許可または不許可の決定を直接下すことができるようになった。商標局が異議不成立と判断し、登録を許可した場合、異議申立人は当該登録商標の無効宣告を請求できる。商標局が異議成立と判断し、登録を許可しなかった場合、被異議申立人は再審査を申し立てることができる。

上記の改正：

- 商標の権利確認手順が簡素化されたことで、商標登録手続が後続の再審査および訴訟手続の完了後まで延長することがなくなり、異議を申し立てられた商標の速やかな権利確認に有利となり、商標出願者に有利である。
- ただし、異議申立人について言えば、その影響を計ることはできない。異議申立てが失敗に終わり、出願者が商標登録を受けた後、出願者は当該登録に基づいて商標権を行使することができるため、これは悪意の登録を何らかの理由により異議申し立てを通じて抑止できない状況において、たとえ真の商標所有者が直ちに無効の申立てを行ったとしても、悪意の登録者から権利侵害を申し立

<sup>2</sup> “相对理由”是指违反《新商标法》第13条第2款或第3款、第15条、第16条第1款、第30条、第31条或第32条规定而取得商标注册。

<sup>2</sup> 「相対的拒絶理由」とは、「新商標法」第13条第2項または第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条または第32条の規定に違反して商標登録を受けたことを指す。

<sup>3</sup> “绝对理由”是指违反《新商标法》第10条、第11条、第12条或以欺骗手段或其他不正当手段取得商标注册。

<sup>3</sup> 「絶対的拒絶理由」とは、「新商標法」第10条、第11条、第12条に違反し、または詐欺の手段またはその他の不正手段により商標登録を受けたことを指す。

实践加以阐明。目前情况下，建议异议人注意在异议程序中充分阐述异议理由并提供充足的证据材料。

### 3. 加强对注册商标专用权的保护

#### 1) 增加注册商标侵权行为种类

《新商标法》第 57 条第 2 款增加了“未经商标注册人的许可，在同一种商品上使用与其注册商标近似的商标的，或者在类似商品上使用与其注册商标相同或者近似的商标，容易导致混淆的”的侵权行为。根据 TRIPs 协议规定，相同商品、服务上的相同商标，属于当然的混淆，无须证明混淆。相同商品、服务上的近似商标或者类似商品、服务上的相同或近似商标，则需证明混淆。在商标侵权判断中明确“混淆原则”的具体适用，回归了商标用来区别商品来源的本质意义。

《新商标法》第 57 条第 6 款吸收《商标法实施条例》第 50 条第 2 项规定，明确将“故意为侵犯他人商标专用权行为提供便利条件，帮助他人实施侵犯商标专用权行为的”纳入商标侵权行为范畴，进一步明确了帮助侵权的属性。

#### 2) 规制商标和企业字号之间的冲突

《新商标法》第 58 条增加规定，将他人注册商标、未注册的驰名商标作为企业名称中的字号使用，误导公众，构成不正当竞争行为的，依照《反不正当竞争法》处理。该规定与《反不正当竞争法》相衔接，解决了商标与企业字号之间的冲突。但执行效果如何，需要通过实践来检验。

#### 3) 明确了商标的合理使用原则

《新商标法》第 59 条第 3 款增加了对“未注册但在先使用的商标”的保护。商标注册人申请商标注册前，他人已经在同一种商品或者类似商品上先于商标注册人使用与注册商标相同或者近似并有一定影响的商标的，注册商标专用权人无权禁止该使用人继续使用该商标。但需注意该“继续使用”被限制在原使用范围内，并且注册商标专用权人可以要求其附加适当区别标识。

#### 4) 关于侵权行为赔偿制度

てられるリスクに直面することになる。本問題を如何にして解決するかについては、今後の更なる立法または裁判所の司法実務で明らかにされることを待つことになる。目下のところ、異議申立人は異議申立ての手順において異議の理由をよく説明し、十分な証拠資料を提出することに留意するのが望ましい。

### 3. 登録商標専用権の保護に対する強化

#### 1) 登録商標権侵害行為の種類を追加した

「新商標法」第 57 条第 2 項において「商標登録者の許可なく、同一種類の商品においてその登録商標と近似する商標を使用し、または類似商品においてその登録商標と同じもしくは近似する商標を使用して、容易に混同を招く」権利侵害行為を追加した。TRIPs 協議の規定によれば、同一商品、役務における同一商標は、当然の混同に該当し、混同を証明する必要がない。同一商品、役務における近似する商標、または類似商品、役務における同一もしくは近似する商標については、混同を証明する必要がある。商標権侵害の判断において「混同の原則」の具体的な適用を明確にすることで、商標により商品の由来を区別するという本質的な意義に回帰した。

「新商標法」第 57 条第 6 項は「商標法实施条例」第 50 条第 2 項の規定を吸収し、「故意に他者の商標専用権を侵害する行為に便宜を図る条件を提供し、他者の行う商標専用権侵害行為を幫助した場合」を明確に商標権侵害行為の範囲に加えて、権利侵害幫助の属性を一層明確にした。

#### 2) 商標と企業の商号との問題を規制した

「新商標法」第 58 条は、他者の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称における商号に使用し、公衆を誤った方向へ誘導して、不正競争行為を構成した場合、「不正競争防止法」に照らして処理することを追加規定した。当該規定は「不正競争防止法」と相互に関連させ、商標と企業の商号との問題を解決した。ただし、実施の効果については、実践を通じて検証する必要がある。

#### 3) 商標の合理的使用の原則を明確にした

「新商標法」第 59 条第 3 項は、「未登録であるが先行使用している商標」に対する保護を追加した。商標登録者の商標出願前に、他者が同一商品または類似商品において商標登録者より先んじて登録商標と同じもしくは近似し、一定の影響を及ぼす商標を使用していた場合、登録商標専用権者は当該使用者がかかる商標を継続使用することを禁止する権利を持たない。ただし、かかる「継続使用」は現行の使用範囲に制限されるものであり、登録商標専用権者はそれに対し適当な区別するための標識を付加するように要求することができる点に留意しなければならない。

#### 4) 権利侵害行為に関する賠償制度

《新商標法》第 63 条規定了商標侵權的賠償數額的方式及順序：①按照商標權利人因被侵權所受到的實際損失確定；②實際損失難以確定的，可以按照侵權人因侵權所獲得的利益確定；③權利人的損失或者侵權人獲得的利益均難以確定的情況下，則參照該商標許可使用費的倍數合理確定；④上述三種方式均難以確定的，適用最高額為 300 萬元的法定賠償。而根據《商標法（2001 年修正）》，商標權利人通常僅可在上述第①項和第②項中選擇其一。

此外，《新商標法》第 63 条增加規定，“在權利人已經盡力舉證，而與侵權行為相關的賬簿、資料主要由侵權人掌握的情況下”，法院可以責令侵權人提供上述賬簿、資料；侵權人不提供或者提供虛假的賬簿、資料的，法院可以參考權利人的主張和提供的證據判定賠償數額。該規定強化了民事訴訟實踐的證據妨礙制度，一定程度上解決了商標權利人的舉證難問題。

「新商標法」第 63 条は商標權侵害に関する賠償金額の方法と手順を定めた。①商標權利者が權利侵害を受けたために被った實際の損失に基づき確定する、②實際の損失が確定困難である場合は權利侵害者が權利侵害により得た利益に基づき確定する、③權利者の損失または權利侵害者の得た利益がいずれも確定困難である状況においては当該商標の許諾料の倍數に照らして合理的に確定する、④上記三つの方式のいずれでも確認困難である場合は 300 万人民元を上限とする法定賠償を適用する。なお、「商標法（2001 年改正）」では、商標權利者は通常、上記①および②から一つを選択することができるのみである。

この他、「新商標法」第 63 条は、「權利者ができる限りの立証を行っており、權利侵害行為にかかわる帳簿、資料を權利侵害者が掌握している状況において」、裁判所は權利侵害者に対し上記帳簿、資料の提供を命じることができ、權利侵害者が提供しない、または虚偽の帳簿、資料を提供した場合、裁判所は權利者の主張および提供された証拠を参考に賠償金額を判定することができるとの規定を追加した。当該規定は民事訴訟の実務における証拠妨害に関する制度を強化し、商標權利者の立証困難の問題をある程度解決した。

侵权賠償制度		
要点	内容	评价
懲罰性賠償 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>对情节严重的恶意性商标侵权行为，可按正常方法确定数额的一倍以上三倍以下的范围判定赔偿数额。</li> <li>对五年内实施两次以上商标侵权行为的，工商部门将从重处罚。</li> </ul>	懲罰性賠償首次被引入中国知识产权法律领域。
法定賠償	最高法定賠償數額从“50 万人民幣”增加到“300 万人民幣”。	适应经济发展的实际情况，更为有效地遏制商标侵权。
未使用不予賠償	注册商標專用權人不能證明此前三年内实际使用过该注册商標，也不能證明因侵權行為受到其他損失的，被控侵權人	大大降低仅以诉讼索賠为目的的商標申請數量；同時，對於商標權利人而言，需注意在日常工作中收集保存相關使

權利侵害賠償制度		
要点	内容	評價
懲罰的賠償 <sup>4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情状が深刻な悪意の商標權侵害行為については、正常方法に基づき確定した金額の同額以上 3 倍以下の範囲で賠償金額を判定する。</li> <li>五年以内に二度以上の商標權侵害行為を行った場合については、工商部門は厳しく処罰する。</li> </ul>	懲罰的賠償が初めて中国の知的財産権に関する法律領域に組み入れられた。
法定賠償	法定賠償金額の上限が「50 万人民幣」から「300 万人民幣」に引き上げられた。	經濟發展の實情に適應して、より効果的に商標權侵害を抑制する。
未使用については賠償を認めない	登録商標專用權者が過去三年間に当該登録商標を實際に使用していたことを証明できず、權利侵害行為によりその他の損	訴訟賠償請求のみを目的とした商標に関する申立ての數量を大幅に減少させる。同時に、商標權者について言えば、

<sup>4</sup> 請參見《新商標法》第 63 条。  
<sup>4</sup> 「新商標法」第 63 条を参照のこと。

	可不承担赔偿责任。	用证据。
--	-----------	------

	失を被ったことを証明できない場合、被申立人である権利侵害者は賠償責任を負わないものとする。	日々の業務において証拠となるものを収集保存することに留意しなければならない。
--	---	--

### 三、结语

本次《商标法》的大幅修改，是对《商标法（2001年修正）》实施过程中出现的程序性与实体性问题进行的完善，吸收了以往实践中包括《商标法实施条例》、相关司法解释等的有益经验，同时也借鉴了国际商标法的有益立法成果。对于企业来说，这无疑为其提供了一个保护企业合法权益的有利武器。后续，随着《新商标法》的正式实施，律师预计，为适应新的商标法保护制度及针对新法施行中存在的问题，相关立法机关可能会相应调整《商标法实施条例》，并有新的司法解释相应出台。

为此，律师建议企业在《新商标法》正式施行前，在法律专业人士的协助之下，尽快熟悉相关规定，结合《新商标法》的修改要点和亮点，相应调整企业注册商标保护策略和品牌推广战略，积极防止商标恶意抢注现象，充分应对商标异议制度，注意对企业商标的合法使用，加强对注册商标专用权的保护。

（里兆律师事务所 2013 年 12 月 13 日编写）

### 三、まとめ

今次「商標法」の大幅改正は、「商標法（2001年改正）」の実施過程において生じた手順上と実体上の問題について整備したものであり、過去の実務における「商標法实施条例」、関連司法解释などを含む有益な経験を吸収すると同時に、国際商標法の有益な立法成果も参考にしている。企業について言えば、自らに企業の適法権益を保護するための有利な武器が与えられたことは間違いない。今後、「新商標法」の正式施行に伴い、新たな商標法保護制度および新法令の施行において存在する問題に適応するため、関係立法機関は「商標法实施条例」を相応に調整し、新たな司法解释も発布されるものと、筆者は予想する。

以上のとおり、企業は「新商標法」の正式施行前に、法律専門家の協力の下、できる限り速やかに関連規定を把握し、「新商標法」の改正要点および着目点に照らして、企業の登録商標保護戦略およびブランド普及戦略に相応の調整を加え、悪意の商標冒認出願の現象を積極的に防止し、商標の異議申立て制度に十分に対応し、企業の商標の適法使用に留意して、登録商標専用権の保護を強化することが望ましいと筆者は考える。

（里兆法律事務所が 2013 年 12 月 13 日付で作成）